

入会金及び会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人住生活リフォーム推進協会（以下「本協会」という）定款第9条の規定に基づき入会金及び会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 会員は、次の入会金を納入しなければならない。

正会員 5万円
賛助会員 10万円

(入会金の納期)

第3条 会員は、本協会から入会承認の通知を受けた日から本協会が指定する期日以内までに入会金を納入しなければならない。

(会費)

第4条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

正会員 9万円
賛助会員 10万円

- 2 正会員が住宅リフォーム事業店舗（以下店舗という。）を2店以上出店している場合は、前項の会費に加えて、2店目以降、1店あたり4万5千円（年額）の会費を納入しなければならない。
- 3 正会員が事業年度の中途において、新たに店舗を出店した場合、増加した店舗数に応じ、出店月の翌月から当該事業年度末月までの月数に、月額（年額の12分の1）を乗じた金額を追加の会費として納入しなければならない。

(会費の納期)

第5条 会員は、毎事業年度、本協会の指定する期日までに、会費（年額）の全額を納付しなければならない。

- 2 前条第3項に定める追加の会費は、店舗の出店後、本協会の指定する期日までにその全額を納付しなければならない。

(中途入会の会費及び納期)

第6条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認の通知を受け

た日の翌月から当該事業年度末月までの月数に、月額（年額の12分の1）を乗じた金額とする。

- 2 前項の会費は、本協会から入会承認の通知を受けた日から本協会が指定する期日までに納入しなければならない。

（納入方法）

第7条 入会金及び会費は、本協会が指定した銀行口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は会員の負担とする。

（入会金及び会費の返還）

第8条 既納の入会金及び会費は、会員の退社の場合においてもこれを返還しない。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、総会の決議をもって行う。

附 則

- 1 この規程は、本協会の設立の登記の日から施行する。
- 1 この規程は、平成29年11月1日から施行する。